



小値賀町公告第19号
3値総第170号

掲示期間 R3.6.3~R3.6.16

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則第110条の定めるところにより公告します。

令和3年6月3日

小値賀町長 西村 久之



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：小値賀町
- (2) 事業名：WEB会議関係備品購入事業
- (3) 納入場所：小値賀町離島開発総合センター（長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2371番地）
- (4) 納入期限：契約締結後60日以内
- (5) 購入物品及び数量：ノートパソコン10台、スマートフォン10台、電子黒板2台、スクリーン2台
- (6) 入札の方法

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札書には、税抜き価格を記載すること。）

②入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

3. 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

名 称：小値賀町総務課 企画係

住 所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

電 話：0959-56-3111 F A X：0959-56-4185 E-mail:soumuka@town.ojika.lg.jp

4. 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

提出場所：小値賀町総務課

提出期限：令和3年6月16日（水） 16時00分

5. 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

提出場所：小値賀町総務課

受領期限：令和3年6月23日（水） 16時00分

提出方法：郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法）により受領期限内必着のこと。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

6. 入札書の開札場所及び日時

開札場所：小値賀町役場2階 町長室

開札日時：令和3年6月23日（水） 16時30分

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

8. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の行なった入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 小値賀町財務規則第111条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

10. その他

- (1) この競争入札に関する詳細は入札説明書及び特記仕様書による。

以上